

定期監査の結果に関する報告について（令和6年度第2回）

地方自治法第199条の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、福田裕監査委員、勝山信前監査委員が実施しました。

令和7年6月25日

四街道市監査委員	福	田	裕
同	永	易	正 光
同	成	田	芳 律

令和 6 年 度

監 査 報 告 書

(第 2 回)

定 期 監 査

環 境 部

都 市 部

教育委員会 教育部

消 防 本 部 ・ 署

四街道市監査委員

四街道市監査基準に準拠して、地方自治法第199条の規定による定期監査を実施したので、次のとおり報告する。

1 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年10月31日までに執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の対象

- (1) 環境部、都市部、教育委員会教育部の各課及び出先機関
- (2) 消防本部・署

3 監査の実施場所

行政委員会室

4 監査の実施期間

令和6年11月25日から令和7年1月22日

5 監査の方法

監査に当たっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められた。

7 意見

正確性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、事務の見直しや組織内でのチェック体制を確立するなど、適正で合理的かつ効率的な事務の執行を確保できるよう努められたい。

全体的検討事項

1 時間外勤務の縮減について

時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持及び公務能率の向上の観点から各種取り組みを実施している。時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、改善が認められる部署がある一方で、令和6年4月1日付け人号外総務部長通知「時間外勤務の縮減等について（通知）」で示された上限を超えているケースや特定の職員への偏りが見受けられた。

各所属長は、職員の心身の健康に十分配慮し、業務の繁閑に応じた勤務体制の強化や事務配分の適正化に努めるとともに、確実な時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

2 適正な伝票処理について

歳入歳出伝票事務において、起票漏れが多数あり、遡って伝票を起票するということが多々見受けられた。「収入金額が確定されたとき」「支出決定のとき」「契約を締結するとき又は請求のあったとき」等、伝票を起票する時期に遺漏なく適正な伝票処理を行われたい。

3 物品一覧表の整備について

物品は、市の財産であり、市民への説明責任を果たしていくため、その価格と数量を正確に把握し、実在性を確かめることは重要である。固定資産管理システムの運用に伴い、統一された物品一覧のシステム化により、適正な物品の管理、正確な物品一覧表の整備に努められたい。